障がい学生修学支援連絡協議会規程(「障がい学生修学支援ガイドライン」掲載含む)

(目的)

第1条 障がい学生の修学支援を全学的に平等に普及させ、円滑な支援を図るため、障がい学生修学支援 連絡協議会(以下、「支援連絡協議会」と称する)を置く。

(協議決定事項)

- 第2条 支援連絡協議会は、学部長会で決定された障がい学生修学支援の基本方針に基づき、次の事項を 協議決定する。
 - (1) 入試説明会、入学試験など入学までの特別措置に関する相談・対応
 - (2) 入学後の履修相談、授業における配慮
 - (3) 学生生活への対応
 - (4) 就職活動に伴う相談
 - (5) 当該学生への対応・学内連絡調整方法
 - (6) 学生及び教職員への啓発(研修会、講演会の実施)
- 2 具体的な、支援の内容は「障がい学生修学支援ガイドライン」に定める。

(構成)

- 第3条 支援連絡協議会は、次の者をもって構成する。
 - (1) 学長
 - (2) 学生委員長
 - (3) 教務委員長
 - (4) 各学部障がい学生担当教員
 - (5) 教学センター課長
 - (6) 入試・広報センター課長
 - (7) 学生センター課長
 - (8) キャリアセンター課長
 - (9) カウンセリングセンター職員(カウンセラー) 1名
- 2 議長が必要と認めたときは、他の者を出席させることができる。

(召集)

- 第4条 支援連絡協議会は、学長が召集し、その議長となる。
- 2 議長が支援連絡協議会に出席できない場合は、学生委員長が議長となる。 (所管)
- 第5条 この規程に関する事務所管は、学生部学生センターとする。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年5月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。